

# 沖縄県下水道協会規則

- 第1章 総則
- 第1条 名称
  - 第2条 事務局
  - 第3条 目的
  - 第4条 事業
- 第2章 会員
- 第5条 会員
  - 第6条 入会
  - 第7条 会費
  - 第8条 会員の資格喪失
  - 第9条 退会
  - 第10条 会費の不返還
- 第3章 役員
- 第11条 役員
  - 第12条 役員を選任等
  - 第13条 役員の任期
  - 第14条 顧問
  - 第15条 役員職務及び代理
  - 第16条
- 第4章 総会
- 第17条 総会の種類
  - 第18条 通常総会
  - 第19条 臨時総会
  - 第20条 招集
  - 第21条 議長
  - 第22条 定足数
  - 第23条 議決
  - 第24条 書面表決
- 第5章 幹事会
- 第25条 幹事会
  - 第26条 幹事会の種類
  - 第27条 招集
  - 第28条 議長
  - 第29条 定足数等
  - 第30条 幹事の書面決議
- 第6章 会計
- 第31条 会計
  - 第32条 事業年度
- 第7章 補則
- 第33条 委任

# 沖縄県下水道協会規則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この協会は、沖縄県下水道協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 協会の事務局は、沖縄県下水道協会会長（以下「会長」という。）の属する地方公共団体に置く。

(目的)

第3条 協会は、沖縄県内において、下水道事業を推進するため、社団法人日本下水道協会及び九州地方下水道協会と連携を図り、下水道事業に関する諸般の調査研究その他必要な事業を行い、かつ、会員相互の情報交換を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 下水道に関する課題を解決するため国等に提言を行うこと。
- (2) 講習会等を開催すること。
- (3) 下水道排水設備工事責任技術者試験及び講習を実施すること。
- (4) 前各号のほか、協会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

## 第2章 会員

(会員)

第5条 協会の会員は、次の2種とする。

- (1) 一種会員 下水道事業を実施し、又は計画中の地方公共団体
- (2) 二種会員 国又は地方公共団体の出資等を受け下水道に関する業務を行う法人

(入会)

第6条 入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

- 2 前項の申込書の提出があったときは、幹事会で審査し、その入会を認めたときは、会長が会員となる団体に通知するものとする。
- 3 会員は、団体の代表者を定め、また、変更した場合は、会長に届けなければならない。
- 4 会員は、入会と同時に九州地方下水道協会に所属するものとする。

(会費)

第7条 会員は、会費を納入しなければならない。

- 2 前項の額及び算定の方法を幹事会においてこれを決定し、総会に報告するものとする。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である団体が消滅したとき。
- (3) 協会の規則又は総会の議決に違反したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

2 前項の退会届の申し出があったときは、幹事会の承認を経て退会することができる。

(会費の不返還)

第10条 既に納入された会費は、返還しない。

### 第3章 役員

(役員)

第11条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 幹事 若干名
- (3) 会計監事 2名

(役員を選任等)

第12条 会長、幹事及び会計監事は、総会において会員のうちから選任する。

2 幹事及び会計監事に欠員が生じたときは、補欠者を選任する。ただし、会長が業務執行上支障がないと認めるときは、改選期までこれを行わないことができる。

(役員任期)

第13条 会長、幹事及び会計監事の任期は2年とし、その終期は、任期満了年の総会終結の日とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された幹事及び会計監事の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

(顧問)

第14条 協会に顧問を置く。顧問は、沖縄県知事をもって充てる。

(役員職務及び代理)

第15条 会長は、協会に属する会務を掌理し、協会を代表する。

2 幹事は、この規則及び総会の議決に基づき、協会の会務を執行し、会長に事故があるときは、幹事会において、あらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。

3 会計監事は、協会の会計を監査する。

4 会長、幹事及び会計監事は、その職務をそれぞれの属する市町村の職員に委任し、又は代理させることができる。

第16条 会長が欠けたときは、速やかに幹事会で会長職務代理者（以下「職務代理者」という。）を選任し、後任の会長が選任されるまでの間、職務代理者が会長の職務を行うものとする。

2 前項の場合において、幹事会の招集はあらかじめ会長が指定した幹事が行うものとする。

### 第4章 総会

(総会の種類)

第17条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(通常総会)

第18条 通常総会は、毎年1回開催し、協会規則の制定、改廃、協会予算の議決、決算の承認、その他事項を審議し、又は議決する。

(臨時総会)

第19条 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 幹事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 会員の3分の1以上から、書面により総会の目的を示して、招集の請求があったとき。

(招集)

第20条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号の規定により請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項について、書面により開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、開催地代表会員とする。

(定足数)

第22条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第23条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、この規則を変更する場合は、出席した会員の3分の2以上の同意がなければならない。

(書面表決)

第24条 やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって採決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

## 第5章 幹事会

(幹事会)

第25条 幹事会は、会長及び幹事、会計監事をもって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、又は議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(幹事会の種類)

第26条 幹事会は、通常幹事会及び臨時幹事会の2種とする。

2 通常幹事会は、毎年2回開催する。

3 臨時幹事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき。

(2) 幹事の3分の1以上から、書面により会議の目的を示して、招集の請求があったとき。

(招集)

第27条 幹事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定により請求があったときは、その日から14日以内に臨時幹事会を招集しなければならない。

3 幹事会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項について、書面により開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 幹事会の議長は、幹事の中から互選によりこれを定める。

(定足数等)

第29条 幹事会については、第22条及び第23条本文の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「会員」とあるのは、それぞれ「幹事会」及び「幹事」と読み替えるものとする。

(幹事の書面決議)

第30条 会長は、緊急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、臨時幹事会に代えることができる。

2 前項の規定により議決をなした場合は、直近の幹事会において報告しなければならない。

## 第6章 会計

(会計)

第31条 協会の会計は、一般会計と特別会計とする。

2 特別会計は、協会が行う特定の事業について、一般の歳入歳出と区別して経理する必要がある場合に設置することができる。

(事業年度)

第32条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 補則

(委任)

第33条 この規則に定めるもののほか、協会の運営に関して必要な事項は、幹事会の議決を経て、別に定める。

付 則 (平成23年4月22日支部総会で決定)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成23年4月1日から適用する。

(会員)

2 第5条の規定適用の際、適用日の前日(平成23年3月31日)において、日本下水道協会沖縄県支部規則に基づく正会員であった(一種・二種)正会員は、第5条に規定する会員とみなす。

(役員)

3 この規則の施行日における第11条及び第12条に規定する役員は、規則施行日の前日(平成23年6月30日)において、日本下水道協会沖縄県支部規則に基づく役員であった者とし、その任期は、第13条の規定にかかわらず、平成24年度に開催する総会終結の日までとする。

(廃止)

4 日本下水道協会沖縄県支部規則は廃止する。

# 沖縄県下水道協会表彰規程

- |     |       |
|-----|-------|
| 第1条 | 目的    |
| 第2条 | 表彰の種類 |
| 第3条 | 勤続年数  |
| 第4条 | 表彰の決定 |
| 第5条 | 賞の授与  |

# 沖縄県下水道協会表彰規程

## (目的)

第1条 この規程は、沖縄県下水道協会（以下「協会」という。）会員で、下水道事業の職務に永年勤務し、又は他の模範となるべき業績があった者を表彰することを目的とする。

## (表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

### (1) 勤続賞

正会員の職員で、下水道事業の職務に通算して満20年以上勤務し、かつ、勤務成績が優秀な者で、過去において本号による表彰を受けたことがない者

### (2) 特別賞

正会員の職員で、下水道事業に課長又はこれと同等以上の職務に10年以上勤務し功績が著しいもので、過去において本号による表彰を受けたことがない者

### (3) 功労賞

下水道についてその普及発達若しくは発明発見その他の功績があった者、又は協会の運営に関与し、著しい業績があった者

## (勤続年数)

第3条 前条第1号及び第2号の勤続年数は、協会地域内であれば各地での勤続年数を通算しても差し支えないものとする。

2 勤続年数の計算期日は、毎年3月31日とする。ただし、その前年の4月1日以降3月31日前に退職した者で、前条に定める資格に該当する者があるときは、これを含めるものとする。

3 昭和56年4月1日以前において下水道事業に従事した期間も含めるものとする。

## (表彰の決定)

第4条 第2条各号に該当する者は、当該所属長の推薦に基づき幹事会の決定を経て、沖縄県下水道協会会長が総会において表彰する。ただし、第2条第3号に該当する功労賞については、幹事会及び協会事務局において推薦するものとする。

## (賞の授与)

第5条 被表彰者に対しては、表彰状及び記念品を贈る。

## 附 則

この規程は、昭和57年4月26日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

## 附 則 (平成23年4月22日支部総会で決定)

この規程は、平成23年7月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。